

令和 7 年度
指定居宅サービス事業者等
集団指導

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課

目 次

介護保険の理念

資料1 指定居宅サービス事業者における「指定後の手続」及び「指導・監査」並びに「業務管理体制の整備」について

資料2 令和6年度介護報酬改定等について（令和7年度から義務化）

資料3 指定居宅サービスを提供するうえでの留意事項

1. 指定居宅サービスの人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬について
2. 利用者や従業者等の生命及び健康保持のために知っておくべきこと
3. その他の留意事項について

資料4 事業運営上の留意事項